

保護者の皆様へ

江戸川区子ども家庭部長 塚田 久恵  
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症により  
保育所等が臨時休園等を行った場合の保育料の減免措置について**

平素から本区の保育行政および新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による臨時休園等を行った場合には、国の方針に基づき、日割り計算により保育料の減免を行ってきましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、令和 5 年 4 月 1 日以降は、保育料の国の減免措置が廃止となります。これに伴いまして、区では下記のとおり取り扱いをさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

**1 保育料について**

令和 5 年 4 月 1 日以降は、日割り減免を行いません。

新型コロナウイルス感染症による臨時休園等により保育の提供を受けられなかった場合の日割り減免の適用は、令和 5 年 3 月 31 日までとなります。

※感染・感染の疑い・濃厚接触により保育園を休んだ場合も含まれます。

**2 臨時休園・登園自粛等について**

原則として、臨時休園・登園自粛等の要請は行いません。

ただし、職員態勢が整わない場合、区への相談・同意のうえやむを得ず臨時休園・登園自粛等を行う可能性があります。

※上記の場合も、国の方針変更に伴い保育料の日割り減免は行いません。

**3 その他**

今後も国の方針変更等があった場合は、区の対応も変更になることがあります。

〈お問い合わせ先〉

私立保育施設の運営について	子育て支援課運営支援係	電話(5662)5028
区立保育園の運営について	保育課庶務係	電話(5662)0063
保育料について	保育課保育係	電話(5662)0066